

令和3年12月吉日

お客さま各位

愛知県内信用金庫の相続手続きに関する共通化及び簡素化について

平素は蒲郡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

愛知県内15信用金庫では、お客さまのご負担の軽減や利便性の向上のため、各信用金庫へご提出いただく書類を統一するとともに、手続きの一部簡素化を図ることとしましたのでご案内します。

記

1. 開始日

令和4年1月4日（火）

2. 実施信用金庫

愛知信用金庫、いちい信用金庫、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、知多信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫、豊橋信用金庫、西尾信用金庫、半田信用金庫、尾西信用金庫、碧海信用金庫（五十音順）当金庫

3. 概要

高齢化社会の進展により、今後相続の増加が予想されるなか、相続手続きの取扱ルールやお客さまにご提出していただく書類が金庫ごとに相違しており、手続きが煩雑であることなどのご迷惑をおかけしてまいりました。

そこで、お客さまのご負担を軽減できるよう、愛知県内の15信用金庫において、相続手続きの共通化及び簡素化をすることとしました。

(注) 本件は相続手続きを愛知県下15信用金庫が共同で行うものではありません。したがって、各金庫への提出書類は金庫ごとに必要となります。又、各金庫において一部相違する取扱いもございます。お手続きにつきましては、お取引店までお問い合わせください。

以上



承認番号 03 - 348